

井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について

資料 1

1 給湯分の実測値について

- ・ 12月16日16時給湯の還バルブを閉め、以降1月31日まで毎日16時にメーター値を実測

12月	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
	1.1	1.1	0.0	0.0	1.4	0.6	1.1	0.8	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	
1月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	0.0	0.0	0.0	1.1	1.0	1.0	1.6	1.0	0.0	0.1	0.0	0.8	0.9	0.9	0.9	
	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	0.0	0.0	1.1	1.1	0.9	1.2	1.4	0.0	0.0	0.9	1.0	0.6	0.7	1.3	0.0	0.0

平日1日平均  
1.02 m<sup>3</sup>

2 過去分の給湯分使用水量の推計方法について

- ・ 給湯分の主な用途は、食器洗浄機、ゆで麺機、手洗い用洗面化粧台など
- ・ 「1日平均使用水量×営業日数」として推計する。
- ・ 平成29年度以前は土日祝日も営業しており、平日の給水分使用水量と大きく差があったため、給水分使用水量の平日と土日祝日の比率により、土日祝日の給湯分使用水量を推計した。
- ・ 平成24年5月から平成30年3月までの給水分使用水量の平均値は、平日1.0007m<sup>3</sup>、土日祝日0.3867m<sup>3</sup>。

$$\begin{matrix} \text{平日の給湯分使用水量} \\ 1.02 \text{ m}^3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{土日祝日の給水分使用水量} \\ 0.3867 \text{ m}^3 \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{平日の給水分使用水量} \\ 1.0007 \text{ m}^3 \end{matrix} = \begin{matrix} \text{土日祝日1日平均} \\ 0.39 \text{ m}^3 \end{matrix}$$

3 給湯分使用水量の推計値について

・ 平成24年5月～平成30年3月

$$\begin{matrix} \text{当初算定値} \\ 4,958.00 \text{ m}^3 \end{matrix} - \left[ \begin{matrix} \text{平日1日平均} \\ 1.02 \text{ m}^3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{営業日数} \\ 1,443 \text{ 日} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{土日祝日1日平均} \\ 0.39 \text{ m}^3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{営業日数} \\ 675 \text{ 日} \end{matrix} \right] = \begin{matrix} \text{推計値} \\ 1,735.11 \text{ m}^3 \end{matrix}$$

過大に算定した水量 3,222.89 m<sup>3</sup>

・ 平成30年4月～令和2年10月

$$\begin{matrix} \text{当初算定値} \\ 1,262.00 \text{ m}^3 \end{matrix} - \left[ \begin{matrix} \text{平日1日平均} \\ 1.02 \text{ m}^3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{営業日数} \\ 628 \text{ 日} \end{matrix} \right] = \begin{matrix} \text{推計値} \\ 640.56 \text{ m}^3 \end{matrix}$$

過大に算定した水量 621.44 m<sup>3</sup>

4 光熱水費について

・ 平成24年5月～平成30年3月	当初算定額	推計値に基づく算定額	過大に算定した額
光熱水費	11,446,562 円	8,728,774 円	2,717,788 円
(うち給湯分)	4,181,361 円	1,463,573 円	2,717,788 円)
・ 平成30年4月～令和2年10月	当初請求額	推計値に基づく請求額	返金額
光熱水費	3,922,694 円	3,392,701 円	529,993 円
(うち給湯分)	1,076,872 円	3,375,815 円	546,879 円
		546,879 円	529,993 円
		529,993 円	546,879 円)

- ・ これまでの合意どおり、令和3年3月分までの36か月分 (7,492,320円) を支払った場合

$$\begin{matrix} \text{推計値に基づく算定額} \\ 8,728,774 \text{ 円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{支払済額 (見込)} \\ 7,492,320 \text{ 円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{残債額} \\ 1,236,454 \text{ 円} \end{matrix}$$

5 今後の対応について

給湯使用水量の推計について、事業者と合意を得るべく協議を行い、返金及び不足する過去分の請求を行ってまいります。